

1人1台端末活用に関する方針等について（初等中等教育局長通知 令和4年3月3日）

- 令和3年3月12日発出「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について」を、有識者会議（※）における議論を踏まえ、端末の運用・学習指導に関すること等を充実させるとともに、内容を整理。（※GIGAスクール構想に基づく1人1台端末の円滑な利活用に関する調査協力者会議）
- 学校設置者や学校等において、1人1台端末を活用した学習活動を一層推進するためのガイドラインとして使用されることを想定。

「学校ICT環境の活用に関する方針」

1人1台端末等のICT環境の活用を進める上でおさえておくべき基本的な方針・考え方を記載。

- ✓ 「前提となるICT環境の整備」、「クラウドの取扱い」、「健康面の配慮」、「持ち帰った端末等のICTを活用した自宅等での学習」、「組織体制の整備」などの運用に関すること
- ✓ 情報モラルの考え方を含む「安全・安心な活用の促進」、「研修の実施」、「特別な配慮が必要な児童生徒に対するICT活用」などの学習指導に関すること 等

「学校におけるICT環境の活用チェックリスト」、「年度更新タスクリスト」

学校設置者・学校・関係事業者等が、端末の年度更新も含め、1人1台端末等の円滑な運用に向けた準備状況・取組状況を自己診断し、改善できるよう、必要な項目をリストアップ。

- ✓ 「クラウドサービスを利用する計画になっているか」、「児童生徒の健康面に配慮した活用方針を定め、教職員・保護者・児童生徒にわかりやすく示しているか」、「活用目的や家庭と共通理解を図るための保護者向け資料を作成し、提供しているか」 等

「学校設置者・学校・保護者と共通理解を図ることが望ましいポイント」

1人1台端末の円滑な運用には、学校設置者・学校・保護者との間で、活用ルールだけではなく、ICT環境の活用目的や意義について、共通理解を図ることが必要不可欠であり、必要な事項を記載。

- ✓ 「児童生徒が端末を扱う際のルール」、「健康面への配慮」、「端末・インターネットの特性と個人情報の扱い方」、「トラブルが起きた場合の連絡や問合せ方法等の情報共有の仕組み」 等

学校におけるICT環境の活用チェックリスト①

- 学校設置者・学校・関係事業者等が、端末の年度更新も含め、1人1台端末等の円滑な運用に向けた準備状況・取組状況を自己診断し、改善できるよう、必要な項目をリストアップしました。
- 「活用の前提となるICT環境の整備」「運営支援」「持ち帰ったICT端末等を活用した自宅等での学習」等、必要項目それぞれに作業分担チェック欄を設けており、関係者の役割分担を明確にしながらか対応してください。

1. 活用の前提となるICT環境の整備

<項目>
① 転出・進学・卒業する児童生徒の端末を回収し、転入生・新入生へ配布する準備ができていますか。
③ 指導者用の学習指導端末を、教師1人1台ずつ整備しているか。
⑤ 学校とインターネットの回線の帯域は、複数クラスの児童生徒の同時活用に支障はないか。

作業分担チェック欄		
教委	学校	事業者

本チェックリストには「作業分担チェック欄」を設けてあります。教委・学校・事業者で役割分担等を記載し、対応に抜け漏れのないよう整理しつつ、ご活用ください。

2. 運営支援

(1) 端末運用の準備

<項目>
① 端末の管理台帳を作成し、学校設置者や学校と担当事業者で共有しているか。
② 端末やアカウント（ID）の管理・運用の手順と役割分担を明文化しているか。
③ 端末の管理方法、トラブルに関する問合せ先・相談先を、教職員・保護者・児童生徒にわかるように示しているか。
④ 故障、破損、紛失、盗難時等の対応手順、連絡先を、教職員・保護者・児童生徒にわかるように示しているか。
⑤ 貸与された端末等を児童生徒が大切に扱うためのルールを作成し、保護者・児童生徒に共有されているか。
⑥ セキュリティ問題やネット利用に関するトラブルが発生した際の問合せ先・相談先を、教職員・保護者・児童生徒にわかるように示しているか。
⑧ 端末の年度更新について、運用方針・処理事項・手順と役割分担を明文化しているか。

(2) クラウド環境・アカウント（ID）の取扱い

<項目>
① クラウドサービスを利用して、管理の効率化を図っているか。
② クラウドサービスの活用を前提とした、学習活動の充実を図っているか。
③ セキュリティポリシーや個人情報の取扱いなどが、クラウドサービスの利用に適したものになっているか。

(3) 健康面の配慮

<項目>
① 「目と端末の距離を30cm以上離すこと」、「30分に1回は20秒以上目を休めること」などの健康上の留意事項を、 <u>教職員・保護者・児童生徒にわかりやすく示しているか。</u>
② 養護教諭・学校医に対して、GIGAスクール構想の目的や、児童生徒のICTを活用した学び方の変容等をわかるように示しているか。

学校におけるICT環境の活用チェックリスト②

(4) 持ち帰ったICT端末等を活用した自宅等での学習

<項目>
① 臨時休業等の非常時において、端末等を家庭に持ち帰るときのルールを作成し、教職員・保護者・児童生徒に共有されているか。
② 臨時休業等の非常時において、端末等を家庭に持ち帰ることを想定して、通信環境が整っていない家庭に対する具体的な対策を講じているか。
③ 平常時において、端末等を持ち帰ることの目的・内容を明確にし、教職員・保護者・児童生徒に共有されているか。
④ 平常時において、端末等を家庭に持ち帰るときのルールを作成し、教職員・保護者・児童生徒に共有されているか。
⑤ 平常時において、端末等を家庭に持ち帰ることを想定して、通信環境が整っていない家庭に対する具体的な対策を講じているか。

<項目>
① 校務支援システムの活用など校務の情報化に取り組んでいるか。
② クラウドサービスを活用した校務の情報化を検討・実施しているか。
③ ICTを用いて学校と家庭をつなぐ取組を検討・実施しているか。

(5) 組織体制の整備

<項目>
① 都道府県教育委員会が主体となり、域内の市区町村教育委員会の運営支援を行う体制を整えているか。
② 自治体（学校設置者）内に、教育の情報化の担当者を配置しているか。
③ 自治体（学校設置者）内に、教育の情報化を推進する組織・体制があるか。
④ 自治体（学校設置者）として、各学校の情報担当者が連携する組織・委員会等があるか。
⑤ 自治体（学校設置者）として、各学校の環境整備・活用の状況や課題の把握と、その対応策等について、理、共有する機会が設けられているか。

「GIGAスクール運営支援センター整備事業」（※）を活用するなどして、**都道府県等が主体となり、域内の市区町村・学校を支援する体制整備が重要**です。

※ 令和3年度補正予算・令和4年度予算案に計上

文部科学省「GIGAスクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議」においても、議論を行っています。

学校におけるICT環境の活用チェックリスト③

3. 学習指導等支援

(1) 日常での活用促進

<項目>
② 活用初期段階での具体的な活用事例を教職員に示しているか。
③ 学習指導のみならず、連絡手段や健康観察、相談窓口等の授業外での利用など、多様な活用方法を推進しているか。
④ 簡易な端末利用ガイドや活用支援に関するウェブサイト、詳細なマニュアルが、必要ときに参照できるように整備しているか。
⑤ ICT活用の最新の状況を情報収集しているか。

活用事例や最新情報の入手は、

- ・ [文部科学省特設ウェブサイト「StuDX Style」](#)
- ・ [GIGA StuDXメールマガジン](#)

なども、ぜひご活用ください。

<https://www.mext.go.jp/magazine/index.htm>



(2) 安全・安心な端末活用

<項目>
② 情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方や態度を育む情報モラル教育の充実を検討しているか。
③ 小学校低学年から、情報モラル教育を体系的に行う計画を立てて、実施しているか。
④ ICTを活用した学びの幅を制限することなく、さらに、安心・安全が確保できるように機能制限やフィルタリングなどの手段を適切に講じているか。
⑤ ICTの活用により著作物の公衆送信（インターネットを介した送信等）を行う際に、利用される授業目的公衆送信補償金制度などを活用し、著作権物を利用するために必要となるか。

情報モラル教育については、

- ・ 児童生徒の発達段階（活用するツールや直面する課題）を踏まえること
- ・ 課題を解決するために児童生徒が自ら考え、行動できるようにすることなどに留意して、指導を工夫・充実してください。

(3) 研修の実施

<項目>
① 1人1台端末とクラウドを活用した新たな学びの目指す目標、端末等の管理運用などについて、管理職向けの研修を行っているか。
② 授業等での活用、端末等の管理運用に関する教職員向けの研修を計画的に行っているか。
③ 端末等の操作や活用について、教師自身、または教師間で学ぶことができる研修用の材料や情報を提供しているか。
④ 端末やクラウドサービスの機能に関する研修を民間事業者等に依頼するなど、外部人材の活用が進んでいるか。
⑤ 1人1台端末の活用目的や家庭と共通理解を図るための保護者向け資料を作成し、提供しているか。

(4) 特別な配慮が必要な児童生徒に対するICT活用

<項目>
① 障害のある児童生徒に対しても、主体的な学びの充実に向けたICTの活用のほか、さらに端末を効果的に活用できるよう文字の拡大、読み上げなどの機能を活用した指導を計画し、実施しているか。
② 障害のある児童生徒が、学びの充実に向けて端末を効果的に活用できるよう、一人一人に応じた入出力支援装置を整備し、活用しているか。
③ 不登校児童生徒等に対するICTの活用方法を検討しているか。
④ 日本語指導が必要な児童生徒に対するICTの活用方法を検討しているか。

年度更新タスクリスト

- 「アカウント (ID) の更新」、「端末の更新」、「データの取扱い」、「組織体制の整備」の4つの観点から、取り組むことが望ましい具体的な取り組むことが望ましい具体的な事項を、タスクリストとして例示しています。
- このタスクリストでは、教育委員会と学校の分担イメージ（【教育委員会】【学校】）を記載していますが、取り組む際には、**委託事業者や児童生徒自身の関わりも含め、教育委員会や学校の実情に合わせて役割分担を調整**してください。また、教職員の指導者用アカウントに関する作業も必要となることに留意してください

(1) アカウント (ID) の更新

- ① アカウント運用方針とマニュアルを作成し、運用する
- ② 利用している全てのシステムのアカウントをリストアップし、年度更新するものを管理者別に整理する
- ③ アカウント更新に関する作業項目を列挙し、作業者を割り当て、更新の全体スケジュールを作成する
- ④ 更新に必要な情報を収集する
- ⑤ アカウント運用方針に従って、更新用データファイルを作成する
- ⑥ 更新用データファイルのアップロード等を行い、反映させる
- ⑦ アカウント運用方針に従って、転出入・進学・卒業する児童生徒のアカウントの停止・削除等の作業を実施する
- ⑧ アカウントの ID と、パスワードの取扱いの注意事項を児童生徒に渡す

(2) 端末の更新

- ① 新年度の児童生徒数を把握し、端末等の配置等の計画を立てる
- ② 転出入・進学・卒業する児童生徒の端末のデータ保存、移行の完了を確かめる
- ③ 転出入・進学・卒業する児童生徒の端末を回収する
- ④ 転出入・進学・卒業する児童生徒の端末を、新年度用の初期状態にする
- ⑤ 端末管理台帳に、使用者名等を登録、更新する
- ⑥ 端末・付属品を貸し出す

(3) データの取扱い

- ① データ（学習成果物等）の取扱いに関する方針を作成し、運用する
- ② 進級後も、児童生徒が自らの学習成果物を参照できるようにする
- ③ 転出入・進学する児童生徒の学習成果物を、方針に従って移行する
- ④ 卒業する児童生徒の学習成果物を、方針に従って処理する

(4) 組織体制の整備

- ① 年度更新の方針やスケジュールを定めるための組織体を構成する
- ② 年度更新に関する作業体制を整える
- ③ 全ての教職員に対して、年度更新に関する基本的な考え方・手順を示す

学校設置者・学校・保護者等との間で確認・共有しておくことが望ましい主なポイント

- ✓ 児童生徒が安全・安心に端末を使用できるようにするためには、学校設置者・学校・保護者との間で、活用ルールだけではなく、ICT環境の活用目的や意義について、共通理解を図ることが必要不可欠です。
- ✓ 保護者や児童生徒の意見・課題などを聞き取り、随時見直し・工夫をしてください。

1. 児童生徒が端末を安全・安心に活用するために気を付けること

各学校や各学校設置者において端末を扱う際に気を付けることについてどのような目的や趣旨で定めたかを説明するとともに、その目的や趣旨を各家庭においても踏まえて使用していただきたいこと。

(項目例)

- 使用時間を守る
- 端末・アカウント (ID)・パスワードを適切に取り扱うこと
(例：第三者に端末を貸さない、第三者にアカウント (ID)・パスワードを教えない 等)
- アプリケーションの追加/削除、設定の変更は、学校設置者・学校の指示に沿って行う (特に学校備品の端末の場合)
- 端末を使うときは、落としたり、ぬらしたりしないように注意する
- 学習に関係のない目的では使わない (特に学校備品の端末の場合)
- 充電は学校や学校設置者が定めたルール以外の方法を行わない

2. 端末・インターネットの特性と個人情報の扱い方

自分にとって危険な行動や他人に迷惑をかける行動をしないように、端末やインターネットの特性と個人情報の扱い方を正しく理解しながら使用することが重要であること。

(留意点の例)

- 本人の許可を得ることなく写真を撮ったり、録音・録画したりしない
- 児童生徒が自分や他人の個人情報 (名前、住所、電話番号、メールアドレスなど) を、誰もがアクセスできるインターネット上に不用意に書き込まない
- 他人を傷つけたり、嫌な思いをさせることを、ネット上に書き込まない
- 不適切なサイトにアクセスしない
- インターネット閲覧時に、通知の許可を求められてもむやみに許可しない
- インターネット上のファイルには危険なものもあるので、むやみにダウンロードしない

3. 健康面への配慮

学校・家庭で端末を利用する際は、子供たちの健康影響に配慮することが重要であること。また、児童生徒が自らの健康について自覚を持ち、利用時間を決めて、できるだけ遠くを見て目を休めたり、目が乾かないよう意識的に時々まばたきをしたりするなど、リテラシーとして習得させることが重要であること。

(学校内・外を問わずに ICT 機器全般の利用機会が広がることを見込まれることから、家庭においても、子供と話し合い、子供が自らの問題として捉えられるよう、利用時間等を設定することなども重要)

(項目例)

- 端末を使用する際に良い姿勢を保ち、机と椅子の高さを正しく合わせて、目と端末の画面との距離を 30cm 以上離す (目と画面の距離は長ければ長い方が良い)
- 長時間にわたって継続して画面を見ないよう、30分に1回は、20秒以上、画面から目を離して、できるだけ遠くを見るなどして目を休める
(学校や家庭において、遠くを見る際の目標物を児童生徒が考え、話し合う機会を持つなどにより、目を休めることの重要性を伝えることも考えられる)
- 端末を見続ける一度の学習活動が長くならないようにする
- 画面の反射や画面への映り込みを防止するために画面の角度や明るさを調整する
- 部屋の明るさに合わせて、端末の画面の明るさを調整する (一般には、夜に自宅で使用する際には、昼間に学校の教室で使用する際よりも、明るさ (輝度) を下げることが推奨される)
- 就寝1時間前からは ICT 機器の利用を控える
(睡眠前に強い光を浴びると、入眠作用があるホルモン「メラトニン」の分泌が阻害され、寝つきが悪くなるため)
等

4. トラブルが起きた場合の連絡や問合せ方法等の情報共有の仕組み

端末の利用に関する問合せ先や、故障・破損・紛失・盗難、ネット上のトラブル等が発生した場合の対応手順や連絡先を、家庭・保護者と学校・学校設置者の間で共有しておくことが重要であること。

教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの概要（令和4年3月）

※ 情報セキュリティポリシーとは「組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書」のこと。

◆ 目的・経緯

- 不正アクセス防止等の十分な情報セキュリティ対策を講じることは、学校における安全安心なICT活用のために必要不可欠。
各教育委員会・学校が情報セキュリティポリシーの作成や見直しを行う際の参考とするものとして、『教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』を策定（平成29年10月）。
- セキュリティ対策は定期的に見直しを行うべきものであり、順次ガイドラインの改訂を実施。
【令和元年12月改訂】
 - ・GIGAスクール構想の始動時に対応するために改訂。**【令和3年5月改訂】**
 - ・新たに必要なセキュリティ対策やクラウドサービスの活用を前提としたネットワーク構成等の課題に対応するために改訂。
- **今回(令和4年3月)の改訂**では、
 - ① アクセス制御による対策の詳細な技術的対策の追記
 - ② 「ネットワーク分離による対策」、「アクセス制御による対策」を明確に記述

教育情報セキュリティポリシーガイドライン 目次

第1章 本ガイドラインの目的

第2章 本ガイドライン制定の背景・経緯

第3章 地方公共団体における教育情報セキュリティの考え方

- ① 組織体制を確立すること
- ② 児童生徒による重要性の高い情報へのアクセスリスクへの対応を行うこと
- ③ 標的型および不特定多数を対象とした攻撃等のリスクへの対応を行うこと
- ④ 教育現場の実態を踏まえた情報セキュリティ対策を確立させること
- ⑤ 教職員の情報セキュリティに関する意識の醸成を図ること
- ⑥ 教職員の業務負担軽減及びICTを活用した多様な学習の実現を図ること

第4章 教育情報セキュリティポリシーの構成と学校を対象とした「対策基準」の必要性

第5章 教育現場におけるクラウドの活用について

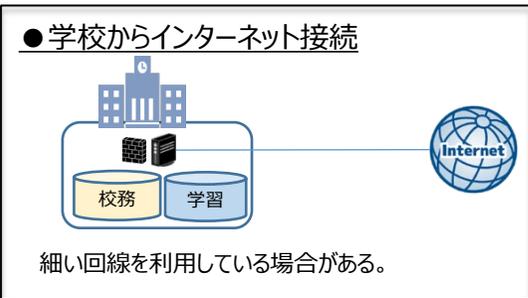
(参考資料) 情報セキュリティ対策基準の例

なお、今回の改訂にあたり、対策方針や組織体制の在り方などの基本的な方針の変更は無い。

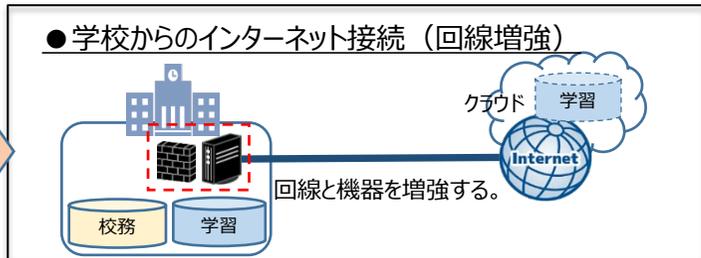
■ 1人1台端末を利活用するにあたり、新たな教育情報ネットワークについて整理

現状のガイドラインに記載していない、一部の通信を直接インターネットへ接続するローカルブレイクアウト構成及びクラウドサービス利活用を前提とし、**ネットワーク分離を必要としない認証によるアクセス制御を前提とした目指すべき構成を明確化。**

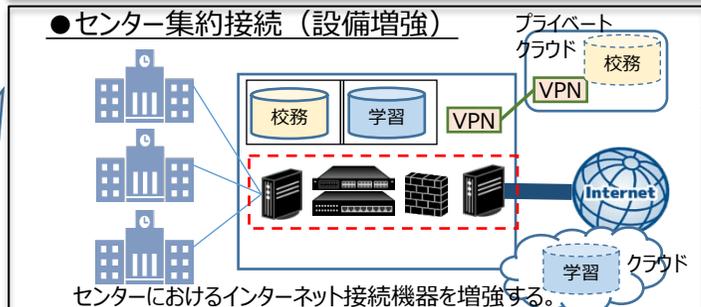
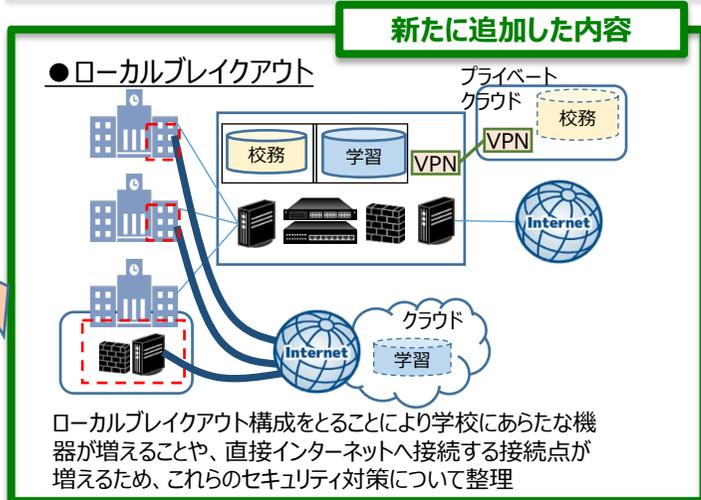
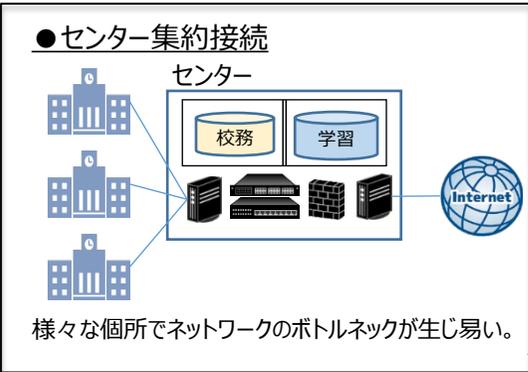
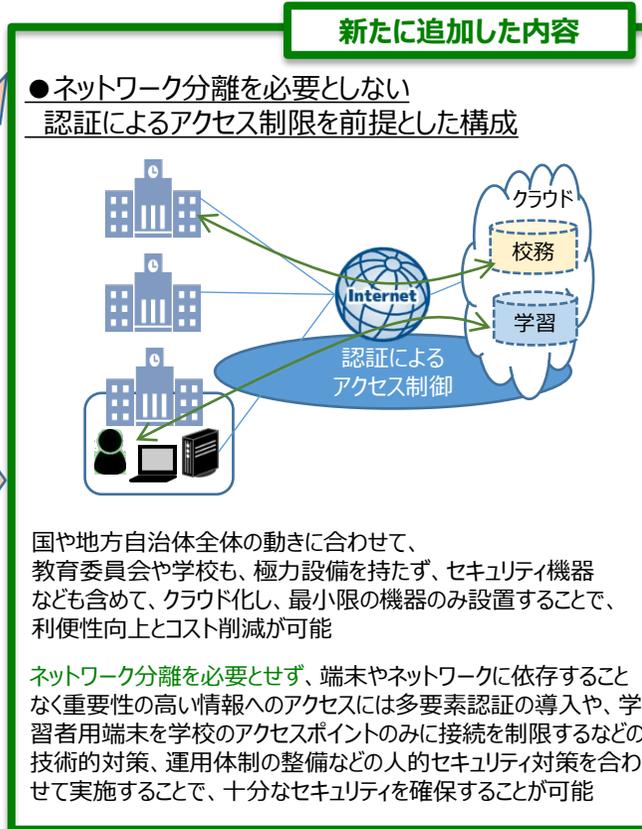
【 現状の構成 】



【 過渡期の構成 】



【 目指すべき構成 】



※センター集約接続構成などの既存構成の見直しを行う際には、利便性・セキュリティ構成・コストなどを考慮して今後のネットワーク構成を検討することが重要

① アクセス制御による対策の詳細な技術的対策の追記

アクセス制御による対策を講じたシステム構成を実現するために校務用端末における詳細なセキュリティ対策を追記

項目	概要
校務用端末の詳細なセキュリティ対策の追記	「リスクベース認証」※1、「ふるまい検知」※2、「マルウェア対策」、「暗号化」、「SSOの有効性」などの記述を充実

※1 リスクベース認証：システムへの接続において場所や時間などが通常と異なる場合などにID・パスワードだけではなく追加の認証を行う方式

※2 ふるまい検知：通信内容を監視し、異常、あるいは不審な挙動を検知する仕組み

② 「ネットワーク分離による対策」、「アクセス制御による対策」を明確に記述

「ネットワーク分離による対策」及び「アクセス制限による対策」の記述を分岐させることにより表現を適正化

項目	概要
校務用端末の使い分けについて対策毎に記述を適正化	<p><u>ネットワーク分離による対策を講じたシステム構成の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク毎に複数の端末を使い分ける <p>※シンクライアント技術等を用いてネットワーク分離に準ずる対策を行い1台の端末で運用する</p> <p><u>アクセス制御による対策を講じたシステム構成の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス制御を徹底することにより1台の端末で運用
校務用端末の持ち出しに関する記述を適正化	<p><u>ネットワーク分離による対策を講じたシステム構成の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全管理に関して追加的な措置を定めた上で許可制とする <p>※MDMによる遠隔でのデータ削除対策や、持ち出しデータを記録しておき返却時には削除するなどの追加的な措置</p> <p><u>アクセス制御による対策を講じたシステム構成の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ管理者の包括的承認等による持ち出しを検討する

その他留意頂きたい内容について

- 各教育委員会におかれては、本ガイドラインを踏まえ、教育情報セキュリティポリシーの点検や見直しを行うとともに、貴地方公共団体の情報セキュリティ担当部局とも連携をしながら、学校における情報セキュリティ対策の実効性担保に向けた取組を進めていただきたいこと。
- セキュリティ上の課題が生じた場合には、まずは教育情報セキュリティポリシーを踏まえ、また本ガイドラインを参照するなど、適切に対応いただきたいこと。
(例えば、児童生徒や教職員のパスワードの流出を検出した際には、速やかに新しいパスワードに変更すること。)
- 学校向けの教育情報セキュリティポリシーは約 9 割の地方公共団体で策定（地方公共団体のセキュリティポリシーを準用している場合を含む。）されている状況であるが、検討中の教育委員会におかれては、速やかに策定いただきたいこと。
- 文部科学省において、ICT活用教育アドバイザー事業（※）を実施しており、教育情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際に、専門的な知見を持つアドバイザーに助言や支援を求めることができるので、積極的に活用し、学校におけるセキュリティ対策を進めていただきたいこと。

※（URL）https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369635.html